

特定個人情報 の適正な取扱い等について

令和元年度 社会保障・税番号制度担当者説明会
個人情報保護委員会事務局



個人情報保護委員会

※個人情報保護法及び関係政令に基づき、特定個人情報保護委員会を改組し、2016（平成28）年1月1日設置

任務

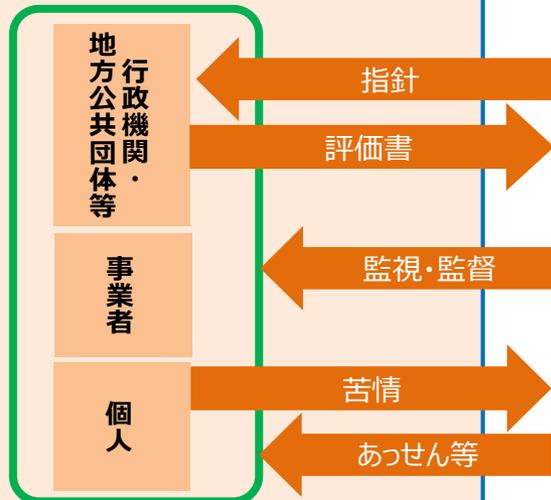
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

組織

- 委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制
- 委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）

【マイナンバー法(*1)関係】

※マイナンバー法は、内閣府が所管



個人情報保護委員会

個人情報保護の基本方針の策定・推進
広報啓発
国際協力
その他（国会報告・調査等）

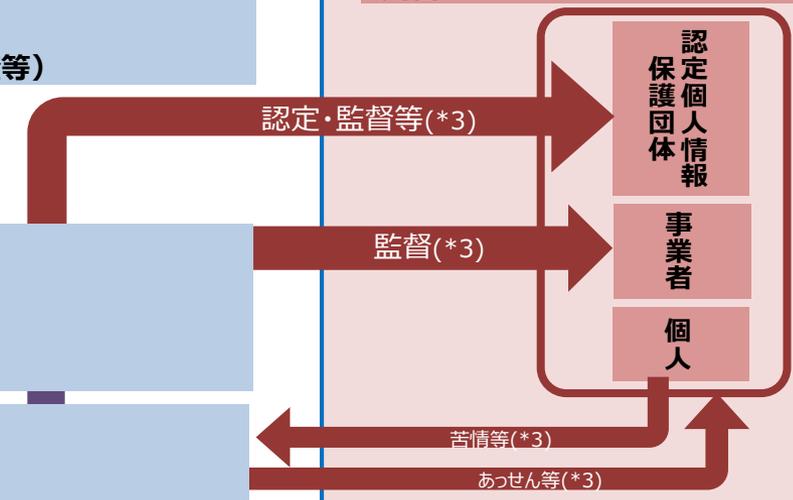
特定個人情報保護評価

監視・監督等

苦情あっせん

【個人情報保護法(*2)関係】

個人情報保護法は、個人情報保護委員会が所管



監視・監督(*5)

【行政機関個人情報保護法等(*4)関係】

※非識別加工情報（個人情報保護法における匿名加工情報に相当するもの）関連のみ

行政機関
独立行政法人

(*1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(*2) 個人情報の保護に関する法律
(*3) これらの事務は改正個人情報保護法の全面施行の日（公布から2年以内）から開始。
(*4) 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」
(*5) この事務は改正行政機関個人情報保護法、改正独立行政法人個人情報保護法の全面施行日（公布から1年6月以内）から開始。

目次

1. 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督について
2. 特定個人情報保護評価について
3. 番号法第9条第2項の条例で定める事務（独自利用事務）に係る
情報連携について
4. 個人情報保護法の概要について
(参考) 国の行政機関・独立行政法人等における非識別加工情報制度
の概要について

1. 特定個人情報の取扱いに関する 監視・監督について

目次

- (1) 特定個人情報の漏えい事案等の報告について
- (2) 立入検査について
- (3) 地方公共団体等による定期的な報告について
- (4) 特定個人情報安全管理措置セミナー等について

(1) 特定個人情報の漏えい事案等の報告について

【漏えい事案等の報告】

重大事態（漏えい等の人数が100人超など）に該当する事案又はそのおそれのある事案
⇒直ちにその旨を個人情報保護委員会に第一報を報告し、その後、確報を報告

重大事態以外の事案又はそのおそれのある事案
⇒速やかに確報を報告

※「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」、
「行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」を参照

《重大事態》

- ① 情報提供ネットワークシステム等又は個人番号利用事務・個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムで管理される特定個人情報が漏えい等した事態
- ② 漏えい等した特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
- ③ 特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ閲覧された事態
- ④ 職員等が不正の目的をもって、特定個人情報を利用し、又は提供した事態

【実績】

年度	漏えい事案等の報告受付件数	左記のうち重大な事態
27	83	2
28	165	6
29	374	5



同種の事案を
起こさないよう、再発防止策
等を考えないと...

(2) 立入検査について

番号法

(報告及び立入検査)

第35条 **委員会**は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、**特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。**

(委員会による検査等)

第29条の3 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

【立入検査の観点】

Point① 規程が適切に定められているか。

- 特定個人情報保護評価書(PIA)や特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに沿って規程が定められているか。

Point② 地方公共団体等が定めた規程や、上記のPIA、ガイドラインに基づいて、実施(運用)されているか。

※検査に当たっては、客観的な証拠に基づいて説明できているかという観点で検査を行いますので、客観的な証拠として記録を残すことも重要です。例:入退室の記録、廃棄の記録、アクセスログ、研修実施の記録 など

【実績】

年度	行政機関等	地方公共団体	事業者	計
27	1	1	—	2
28	5	5	—	10
29	6	18	3	27



(3) 地方公共団体等による定期的な報告について

○番号法

(委員会による検査等)

第29条の3

2 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

○特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則

(個人情報保護委員会への報告)

第2条 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体(地方公共団体の組合及び財産区にあつては、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第5条第1項の規定により同規則第2条第1号に規定する基礎項目評価書を個人情報保護委員会に提出したものに限る。)及び地方独立行政法人は、**毎年度、前年度において個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じた措置に関する事項その他当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いに係る事項を委員会に報告するものとする。**

【報告内容】

個人情報保護委員会に提出している基礎項目評価書の事務に関し、調査項目について、30年度における実施状況等を機関ごとに報告。

調査項目

- ① 安全管理措置の実施状況
- ② 委託及び再委託の実施状況
- ③ 情報連携に関する実施手順等

※ 市区町村のうち、特定個人情報保護評価を実施していない機関についても対象。



毎年度、
報告が
必要だよ!!

(4) 特定個人情報安全管理措置セミナー等について

特定個人情報の適切な取扱いに向けた改善を促すため、都道府県の協力を得て開催。

- ・都道府県単位で開催。
- ・ガイドラインの安全管理措置等について説明。
- ・参加団体には事前に確認事項について資料作成を依頼。
- ・個別テーマでグループ討議を行い、参加団体間の情報交換・交流を促す。

【実績】

年度	開催数	参加団体数
29	3	33
30	19	205



全国で順次開催するので、積極的に参加してください！

《資料》

- 特定個人情報等のデータ入力業務の委託先に対する監督について
- 特定個人情報等の利用状況のログ分析・確認について
- 地方公共団体等における特定個人情報等に関する監査実施マニュアル ～はじめての監査のために～
- 地方公共団体等における監査のためのチェックリスト ～マイナンバーの適正な取扱いのために～
- 地方公共団体等における特定個人情報等取扱要領等

2. 特定個人情報保護評価について

目 次

- (1) 特定個人情報保護評価の概要
- (2) 評価実施機関における評価書の公表状況
- (3) 特定個人情報保護評価指針の変更
- (4) 特定個人情報保護評価の再実施等
- (5) 独自利用事務についての特定個人情報保護評価

(1) 特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

評価の目的

- 番号制度に対する懸念(国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等)を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

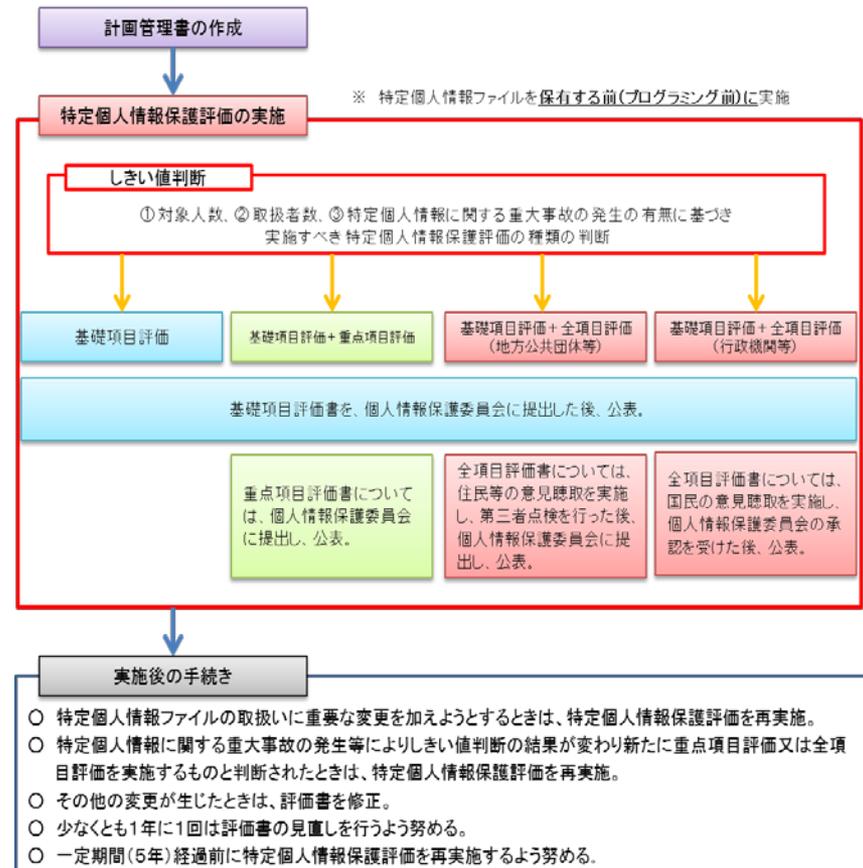
評価の実施主体

- ① 国の行政機関の長
 - ② 地方公共団体の長その他の機関
 - ③ 独立行政法人等
 - ④ 地方独立行政法人
 - ⑤ 地方公共団体情報システム機構(平成26年4月1日設置)
 - ⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者(健康保険組合等)
- 上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ただし、職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル(紙ファイルなど)のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価の流れ



(2) 評価実施機関における評価書の公表状況

(平成31年3月31日現在)

機関情報		評価書情報			
公表者区分	公表機関数	評価書数	評価書種別		
			基礎	重点	全項目
行政機関の長	8 機関	16	8	0	8
地方公共団体の長その他の機関	2,184 機関	31,606	29,652	1,389	565
独立行政法人等	26 機関	32	24	1	7
地方独立行政法人	1 機関	1	1	0	0
地方公共団体情報システム機構	1 機関	1	0	0	1
情報連携を行う事業者	631 機関	747	619	48	80
合計	2,851 機関	32,403	30,304	1,438	661

※ 評価書数は、重点項目評価又は全項目評価が義務付けられた場合に併せて提出される基礎項目評価書の数を除いています。

公表されている評価書の確認については、マイナンバー保護評価WEBの評価書検索をご利用ください。

(<https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/>)

(3) - 1 特定個人情報保護評価指針の変更

※平成30年5月21日 公表

基礎項目評価書記載事項

- 基礎項目評価書の記載事項として、リスク対策の実施状況を新たに加えることとし、基礎項目評価書の様式において、次に掲げる事項について選択方式により記載することとする。
 - ① 特定個人情報の入手
 - ② 特定個人情報の使用
 - ③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - ④ 特定個人情報の提供・移転
 - ⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - ⑥ 特定個人情報の保管・消去
 - ⑦ 監査
 - ⑧ 従業者に対する教育・啓発
- これに伴い、「特定個人情報保護評価に関する規則」についても所要の改正を行う(平成30年5月21日公布)。
- 施行日は平成31年1月1日とし、経過措置として平成31年6月30日までに新たな様式による評価を行うものとする。

負担軽減を図る事項(基礎項目・重点項目・全項目共通)

1. 評価の実施時期の見直し

- 評価の実施時期について、「要件定義終了まで」としているものを、「プログラミング開始前」に変更することとする。
- 施行日は公布日とする。

2. 「評価実施機関における担当部署」の「所属長」欄への所属長氏名の記載廃止

- 「評価実施機関における担当部署の「所属長」欄を「所属長の役職名」に変更する。
- 施行日は公布日とし、経過措置として平成31年6月30日までに新たな様式による評価を行うものとする。

(3) - 2 基礎項目評価書記載事項の変更について

- IVは、評価対象の事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載するものです。例示されている各リスクに具体的にどのように対応しているかを確認することで、十分なリスク対策が実施されているかを検討します。
- しきい値判断の結果、基礎項目評価書のみを任意で提出する場合は「1) 基礎項目評価書」を、重点項目評価書又は全項目評価書を任意で提出する場合は、任意で提出される評価書名が含まれる選択肢を選択してください。

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[]	[]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

目的外の入手が行われるリスクに対して、十分な対策を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択し、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対して、十分な対策を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択し、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクに対して、十分な対策を行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。

特定個人情報ファイルの取扱いの委託をしない場合は「委託しない」を選択してください。

委託先における不正な使用等のリスクに対して、十分な対策を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択し、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。
 ※ 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」において「提供・移転しない」を選択した場合、この項目の評価は不要です。

不正な提供・移転が行われるリスクに対して、十分な対策を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択し、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。
 ※ 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)」において「提供・移転しない」を選択した場合、この項目の評価は不要です。

特定個人情報の提供・移転をしない場合は「提供・移転しない」を選択してください。

(3) - 2 基礎項目評価書記載事項の変更について

特定個人情報の入手のために情報提供ネットワークシステムに接続しない場合は「接続しない(入手)」を、特定個人情報の提供のために情報提供ネットワークシステムに接続しない場合は「接続しない(提供)」を選択してください。
 ※ 情報提供ネットワークシステム・中間サーバーを通じた特定個人情報の入手又は提供に関するリスク対策を評価するための項目です。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

目的外の入手が行われるリスクに対して、十分な対策を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択し、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。
 ※ 情報提供ネットワークシステム・中間サーバーのアプリケーション仕様等は、関係省庁等から送付されているこの項目の選択に必要な情報を踏まえて、選択してください。
 ※ 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」において「接続しない(入手)」を選択した場合、この項目の評価は不要です。

不正な提供が行われるリスクに対して、十分な対策を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択し、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。
 ※ 情報提供ネットワークシステム・中間サーバーのアプリケーション仕様等は、関係省庁等から送付されているこの項目の選択に必要な情報を踏まえて、選択してください。
 ※ 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」において「接続しない(提供)」を選択した場合、この項目の評価は不要です。

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対して、十分な対策を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択し、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。

従業員に対する教育・啓発について、十分な取組を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択し、十分な取組を行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。

評価の実施を担当する部署自らによる自己点検、評価実施機関内の内部監査又は外部の第三者による監査を実施している場合には、それぞれ選択してください。 15

(3) - 3 経過措置の考え方

基礎項目評価書

① リスク対策

「IV. リスク対策」の含まれない施行前の様式により、評価書が公表されていても構わない期間

「IV. リスク対策」が含まれる評価書が必ず公表されている状態

公布日
H30.5.21

施行日
H31.1.1

R元.7.1

② 所属長の役職名

所属長の役職名及び氏名に変更があった場合は、「所属長」から「所属長の役職名」に変更された様式を使用し、評価を実施

「所属長の役職名」に変更された様式により必ず評価書が公表されている状態

公布日
施行日
H30.5.21

H31.1.1

R元.7.1

所属長の役職名及び氏名に変更がない限り、施行前の様式において、「所属長」欄に所属長の氏名を記載したまま公表されていても構わない期間

(3) - 3 経過措置の考え方

重点項目・全項目評価書

○所属長の役職名

所属長の役職名及び氏名に変更があった場合は、「所属長」から「所属長の役職名」に変更された様式を使用し、評価を実施

「所属長の役職名」に変更された様式により必ず評価書が公表されている状態

公布日
施行日
H30.5.21

H31.1.1

R元.7.1

所属長の役職名及び氏名に変更がない限り、施行前の様式において、「所属長」欄に所属長の氏名を記載したまま公表されていても構わない期間

(4) 特定個人情報保護評価の再実施等

評価の再実施とは

- 重要な変更※、しきい値判断の結果の変更があれば、特定個人情報保護評価の再実施を行う。評価の再実施は、当初評価と同様の手続が必要であることから、全項目評価を行う機関は、パブリックコメントや第三者点検等も必要になる。

※ 例えば、情報提供ネットワークシステムによる情報連携、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無等、又はリスク対策に係る変更（特定個人情報保護評価指針別表）

評価の修正とは

- 評価の再実施に該当する場合以外の、例えば、リスク対策の変更に至らない、評価書の記述の見直しや組織名や法令名の修正、特定個人情報の漏えい等の事態のリスクを明らかに軽減させる変更等軽微な修正を行うもの。評価書の該当箇所を修正し、委員会へ提出後、公表となる。

再実施等のタイミングについて

- 随時のタイミング
 - ・ 特定個人情報ファイルに重要な変更を加える場合、当該変更を加える前に、評価の再実施を行う。
 - ・ 重要な変更にあたらない変更が生じた場合、速やかに評価書の修正を行う。
 - ・ しきい値判断の結果の変更があった場合、速やかに評価の再実施又は評価書の修正を行う。
- 定期のタイミング
 - ・ 少なくとも1年に1回、評価書の記載事項を見直し、変更が必要か否かを検討するよう努める。
 - ・ 直近の評価書の公表から5年を経過する前に、評価の再実施を行うよう努める。

(参考 1) 特定個人情報保護評価の再実施等【随時】

特定個人情報保護評価指針

第6 特定個人情報保護評価の実施時期 2 新規保有時以外（抜粋）

(2) 重要な変更

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

(注) 「重要な変更」については、特定個人情報保護評価指針の解説104ページ以降を参照してください。

(3) しきい値判断の結果の変更（後段）

評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、当該特定個人情報に関する重大事故の発生後速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

第7 特定個人情報保護評価書の修正< (5) - 1 の再掲 >

1 基礎項目評価書（抜粋）

基礎項目評価書の記載事項に、第6の2(3)のしきい値判断の結果の変更に該当しない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、基礎項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

2 重点項目評価書・全項目評価書（抜粋）

重点項目評価書又は全項目評価書の記載事項に、第6の2(2)の重要な変更にあたらない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、重点項目評価書又は全項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

(参考2) 特定個人情報保護評価の再実施等【定期】

特定個人情報保護評価指針

- 第5 特定個人情報保護評価の実施手続 4 特定個人情報保護評価書の見直し**
評価実施機関は少なくとも1年に1回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努めるものとする。
- 第6 特定個人情報保護評価の実施時期 2 新規保有時以外（抜粋）**
(3) しきい値判断の結果の変更（前段）
上記第5の4に定める特定個人情報保護評価書の見直しにおいて、対象人数又は取扱者数が増加したことによりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。
- (4) 一定期間経過**
評価実施機関は、規則第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする。
- 第7 特定個人情報保護評価書の修正**
1 基礎項目評価書（抜粋）
基礎項目評価書の記載事項に、第6の2（3）のしきい値判断の結果の変更に該当しない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、基礎項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。
- 2 重点項目評価書・全項目評価書（抜粋）**
重点項目評価書又は全項目評価書の記載事項に、第6の2（2）の重要な変更に当たらない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、重点項目評価書又は全項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

(5) 独自利用事務についての特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価指針

第6 特定個人情報保護評価の実施時期

1 新規保有時（抜粋）

特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。



留意事項

- 番号法第9条第2項に基づき条例で定める事務（いわゆる「独自利用事務」）についても、番号法別表第一に掲げる事務と同様に、特定個人情報保護評価を実施する必要がありますので、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に基づき、適切に特定個人情報保護評価を実施していただきますようお願いします。

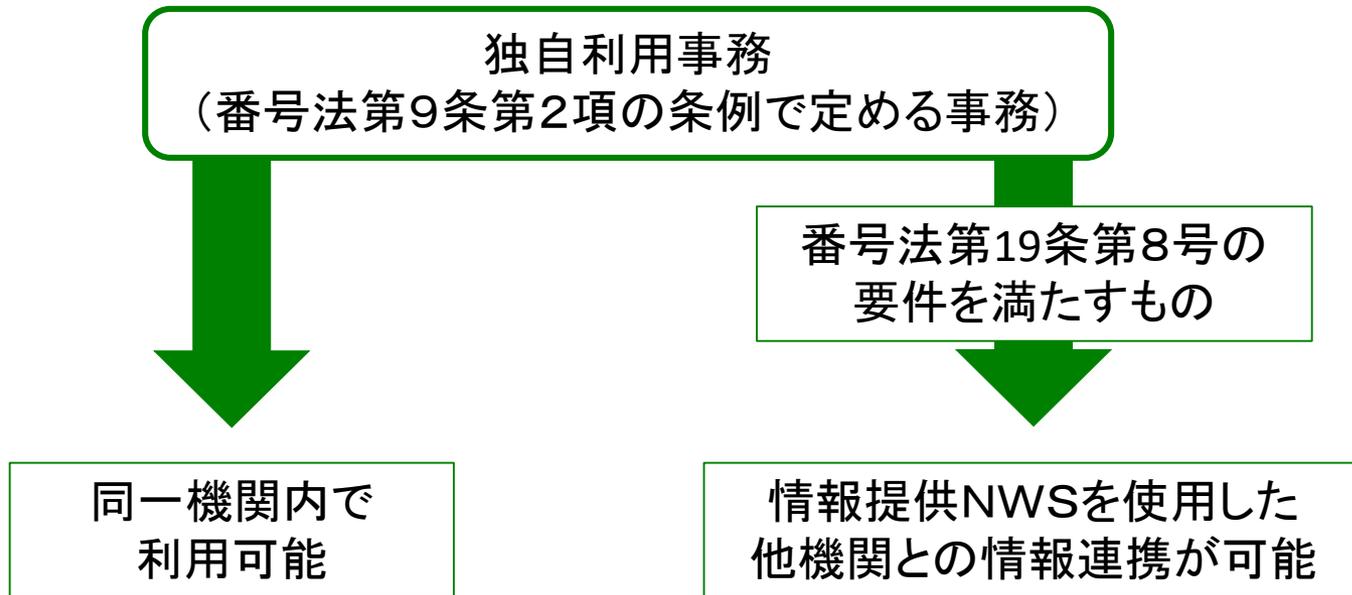
※（5）及び（7）については、平成28年7月22日付け各都道府県・指定都市番号制度担当部局長あて個人情報保護委員会事務局総務課長事務連絡「特定個人情報保護評価の適切な実施について」においても、同様の内容を周知しておりますので、ご参照ください。

3. 番号法第9条第2項の条例で定める事務 (独自利用事務)に係る情報連携について

目 次

- (1) 独自利用事務に係る情報連携について
- (2) 情報連携の対象となる独自利用事務の事例等について
- (3) 独自利用事務の情報連携の活用促進
- (4) 独自利用事務の情報連携に係る届出について

(1) 独自利用事務に係る情報連携について① (番号法第19条第8号)



【参考】番号法第9条第2項（抄）

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（中略）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(1) 独自利用事務に係る情報連携について② (番号法第19条第8号)

番号法第9条第2項の事務のうち、**法定事務に準じたもの**として以下の要件を満たす事務は、番号法第19条第8号に基づく委員会規則で定める届出を行うことにより、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用して他機関との情報連携が可能

○独自利用事務の趣旨又は目的が、法定事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること。

○その事務の内容が、法定事務の内容と類似していること。

このとき、情報連携を行う機関、連携される情報は以下のとおり

○情報照会者：地方公共団体の長その他の執行機関

○情報提供者：法定事務における情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれか

○連携される特定個人情報：法定事務において提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部

(2) 情報連携の対象となる独自利用事務の事例

委員会では、地方公共団体より要望のあった事務について関係省庁と協議の上、情報連携の要件に合致したものを、随時事例として決定し、この事例に即して届出を受け付けることとしています。

◆ 委員会で公表済の情報連携の対象となる独自利用事務の事例

※()内は準ずる番号法別表第2の項

- ① 子どもの医療費助成に関する事務(9、70、74)
- ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務(9)
- ③ 障害児通所給付費等の支給に関する事務(10、11)
- ④ 障害福祉サービスの提供に関する事務(10、11)
- ⑤ 予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)(18)
- ⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務(26)
- ⑦ 地方公共団体が公営住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(31)
※ 住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合
- ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)(37)

(次ページへ続く)

- ⑨ 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(54)
- ⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務(57、65)
- ⑪ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務(57)
- ⑫ 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務(63)
- ⑬ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務(65)
- ⑭ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務(67、108)
- ⑮ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務(67、108)
- ⑯ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務(67、108)
- ⑰ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務(67、108)
- ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)(67、108)
 - ※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業(法定事務に係るものを除く。)については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ⑲ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務(67、108)
- ⑳ 高齢者の医療費助成に関する事務(94)
- ㉑ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務(94)

(次ページへ続く)

- ②② 介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))(94)
- ※ 介護保険法に基づく地域支援事業(法定事務に係るものを除く。)及び市町村特別給付については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ②③ 肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務(97)
- ②④ 学資の貸与及び支給に関する事務(106)
- ②⑤ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務(106、113)
- ②⑥ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務(106、113)
- ②⑦ 就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)(113)
- ②⑧ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務(113、116)
- ②⑨ 保育所保育料の減免・免除に関する事務(116)
- ③⑩ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事(116)
- ③⑪ 難病患者の医療費助成に関する事務(120)
- ③⑫ 不妊治療費用の補助に関する事務(120)
- ③⑬ 地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)(85の2)
- ③⑭ 妊産婦の医療費助成に関する事務(70)
- ③⑮ 私立中学校等就学支援に関する事務(113)

(3) 独自利用事務の情報連携の活用促進①

◆ 平成30年10月26日付け事務連絡「独自利用事務の情報連携の活用について」

独自利用事務の情報連携によって、提出する添付書類が大幅に削減できます。

- ・独自利用事務とは
地方公共団体等が独自に条例で定めることによって、マイナンバーの利用が可能となる事務（番号法に定められた事務に類するもの）を言います。

窓口での声・・・

【住民から】

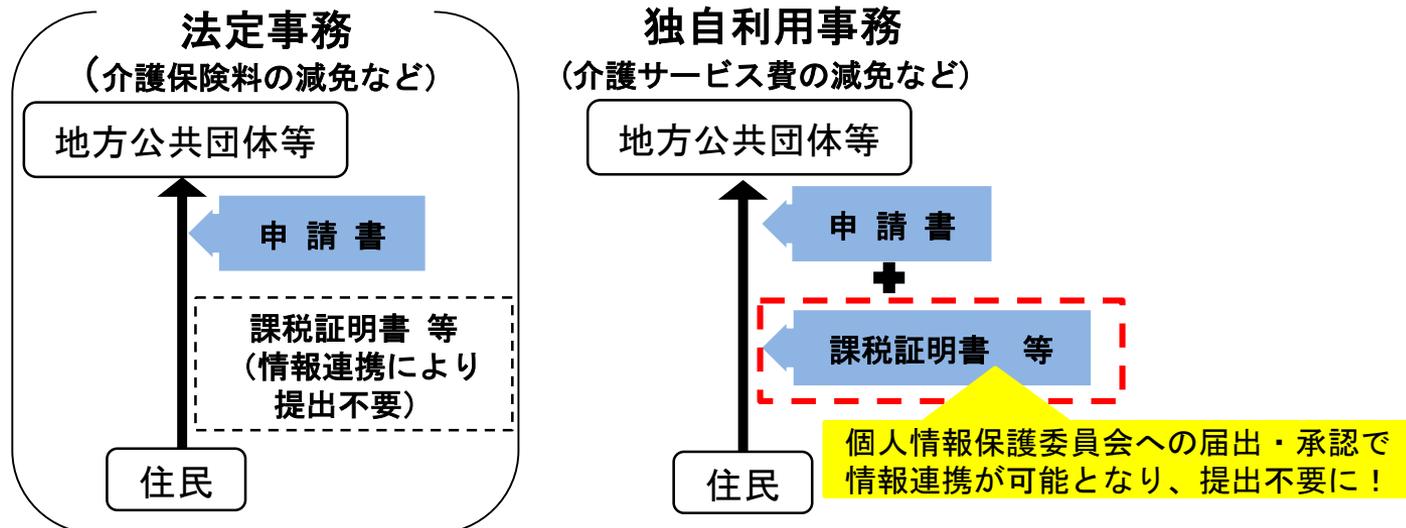
- ✓ 課税証明書は、介護保険料の減免申請には不要なのに、自治体の介護サービス費の減免申請には必要と言われて、とても不便…

【職員から】

- ✓ 独自利用事務でも情報連携できれば、短時間で事務が行えるのだが…

➡ 独自利用事務において情報連携を活用することにより、住民の提出書類の削減、職員の事務効率化が実現できます。

〔イメージ〕



(3) 独自利用事務の情報連携の活用促進②

◆ 平成31年3月27日付け事務連絡「独自利用事務の情報連携の活用の検討について」

多くの市区町村で活用されている独自利用事務

事務の名称	省略可能な書類の例	事務の名称	省略可能な書類の例
⑩ひとり親等の医療費助成に関する事務	住民票 課税証明書 特別児童扶養手当証書	⑯心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務	住民票 課税証明書 生活保護受給証明書 障害者手帳
⑭重度心身障害者等の医療費助成に関する事務	住民票 課税証明書 生活保護受給証明書		⑳幼稚園就園奨励費の支給に関する事務
①子どもの医療費助成に関する事務	課税証明書 住民票	㉑介護サービス等利用者負担軽減に関する事務	住民票 課税証明書 生活保護受給証明書
⑥「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務	課税証明書 雇用保険受給資格者証 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書		⑳高齢者の医療費助成に関する事務
⑳就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）	課税証明書 住民票	㉒特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）	課税証明書 住民票 生活保護受給証明書
⑱障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）	住民票 課税証明書 生活保護受給証明書 障害者手帳		㉓児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

※事務(事例)の名称の数字については「(2)情報連携の対象となる独自利用事務の事例」を参照

(4) 独自利用事務の情報連携に係る届出について①

- ◆ 独自利用事務の情報連携について届出を行った団体...1,193団体

(内訳)	都道府県	46団体/47団体
	市区町村等	1,147団体/1,741団体

- ◆ 情報連携について届出を行った事務件数...8,368事務

(内訳)	都道府県	439事務
	市区町村等	7,929事務

(4) 独自利用事務の情報連携に係る届出について②

◆ 届出書の提出について

既定の様式にて、受付期間に委員会に届出

届出→委員会承認→承認のお知らせ(届出事項の公表依頼)

→各届出団体において届出書の公表

※変更届(届出期間のみ受付)

承認済みの届出について、以下に該当する場合に提出

届出書記載事項のうち、

・独自利用事務の事例番号(準ずる法定事務)

・提供を求める特定個人情報

のいずれかに変更がある場合

⇒ 変更届及び修正後の届出書を提出

※軽微な変更(随時対応)

上記以外の変更(例:事務の根拠規定の条項ずれ)がある場合

⇒修正後の届出書を委員会に提出するとともに、各団体のウェブサイトで公表している届出書を差し替え

4. 個人情報保護法の概要について

1. 個人情報保護法とは

- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律
- 基本理念を定めるほか、**民間事業者の個人情報の取扱い**について規定



個人情報保護法の目的

第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う**事業者の遵守すべき義務等を定める**ことにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2. 広報啓発活動

✓ 説明会への講師派遣

- ・各種事業者団体が主催する説明会への講師派遣
(平成30年度実績：計126回、約13,000名が出席)

✓ タウンミーティングの開催

- ・個人情報の保護やその取扱いに関して感じている悩み・疑問点等について意見交換を実施
(平成30年度実績：7地域)

✓ 委員会ウェブサイトの充実

- ・委員会ウェブサイトに「中小企業の皆様（中小企業サポートページ）」、「消費者の皆様（くらしと個人情報）」を開設

「中小企業の皆様（中小企業サポートページ）」

<https://www.ppc.go.jp/purpose/SMEs/>

- ・制度の説明資料や講師派遣の情報
- ・ヒヤリハット事例 等

「消費者の皆様（くらしと個人情報）」

<https://www.ppc.go.jp/purpose/consumers/>

- ・個人情報に係る注意事項
- ・お役立ち情報 等

✓ 自治会・同窓会向け名簿作成・配布に関する資料の展開

⇒委員会ウェブサイトに「自治会・同窓会向け 会員名簿を作るときの注意事項」を掲載

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei.pdf

✓ 子ども向け取組

⇒小学生高学年向け ハンドブックの配布、動画の公開 出前授業の実施

✓ 民生委員・児童委員向けチラシの配布

3. 参考

●個人情報保護法に関する相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えしたり、個人情報の取扱いに関する苦情の申出についてのあっせんを行うための相談ダイヤル

個人情報保護法相談ダイヤル

03-6457-9849
くわしく

受付時間 土日祝日及び年末年始を除く 9:30～17:30

●個人情報保護委員会ウェブサイト

中小企業サポートページ（個人情報保護法）

<https://www.ppc.go.jp/purpose/SMEs/>

⇒新たに法の適用を受ける事業者の方向けのわかりやすい説明資料を掲載しています。

くらしと個人情報（お役立ち情報）

<https://www.ppc.go.jp/purpose/consumers/>

⇒消費者向けにお役立ち情報を掲載しています。

3. 参考

個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(国の責務)

第4条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体等への支援)

第8条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第10条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3. 参考

個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)

第3節 地方公共団体の施策

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第11条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(区域内の事業者等への支援)

第12条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第13条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4節 国及び地方公共団体の協力

第14条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

3. 参考

個人情報保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定。平成28年10月28日一部変更)

3 地方公共団体が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項

(2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援

② 地方公共団体の部局間の相互連携

地方公共団体は、法の施行に関し、自ら保有する個人情報の保護、その区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん等、さらには、法第77条及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)第21条の規定により事業所管大臣又は金融庁長官(以下「事業所管大臣等」という。)に委任された権限を行使することまで、広範で多様な施策の実施が求められている。地方公共団体においては、こうした多様な施策は、個人情報の保護に関する条例の所管部局、住民からの苦情の相談を担う部局、各事業・事業者の振興・支援を担う部局等相当数の部局にまたがるものと見込まれるが、個人情報に関する住民の権利利益の保護の実効性を確保するためには、広範な施策が一体的・総合的に講じられるよう、関係部局が相互に十分な連携を図る必要がある。

また、事業者からの相談や住民からの苦情等の相談の利便性の観点から、連携体制の確保に併せて、関係部局間の役割分担と窓口を明らかにして、これを公表すること等により周知することが望まれる。

(3) 国・地方公共団体の連携の在り方

事業者に対する報告の徴収等の事業所管大臣等に委任された権限については、法第77条及び令第21条の定めるところにより、地方公共団体がその事務を処理することとされるものがあるが、他方、地方公共団体の区域をまたがって事業者が活動している場合等においては、地方公共団体が十分に事業者の事業活動を把握することが難しいことも考えられる。このため、地方公共団体と事業所管大臣等は、基本方針に基づく各窓口を活用し、十分な連携を図ることとし、地方公共団体は、事業所管大臣等に必要な情報の提供等の協力を求めるとともに、事業所管大臣等は、必要な場合には、令第21条第2項に基づき自ら権限を行使するものとする。

また、法制度についての広報・啓発、苦情の相談等の業務についても、住民や事業者等に混乱を生じさせないよう、国と地方公共団体が相協力することが重要であり、このため、個人情報保護委員会及び独立行政法人国民生活センターは、広報資料や苦情処理マニュアル等の情報の提供を図るとともに、各窓口の活用により個別の相談事例から得られる知見を蓄積し、その共有を図るものとする。

**(参考) 国の行政機関・独立行政法人等における
非識別加工情報制度の概要について**

非識別加工情報制度の概要

○ 非識別加工情報制度とは、

①国の行政機関・独立行政法人等が保有する個人情報、特定の個人が識別できないよう加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにして、②これを民間事業者に提供してその事業の用に供するもの。

加工の対象となる個人情報は、これがデータベース化された個人情報ファイルのうち、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なもの。

○ 民間事業者が非識別加工情報を入手するには、

①行政機関等が実施する提案募集に対して、②民間事業者が非識別加工情報を用いた事業内容を提案し、③これを行政機関等が審査をした後、④利用契約が締結され、⑤晴れて非識別加工情報が提供される。

非識別加工情報になりうる個人情報ファイルの主な例（機関別）

行政機関	個人情報ファイル名	主な記録項目
警察庁	運転者管理ファイル	免許の種類、免許の条件、累積点数、違反名等
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	国籍・地域、出入国年月日、在留期間、再入国許可年月日等
厚生労働省	介護休業給付台帳	介護休業開始日・終了日、支給期間期日、対象家族の情報等

独立行政法人等	個人情報ファイル名	主な記録項目
大学入試センター	センター試験志願者ファイル	高校コード、受験教科数、試験地区コード、学力試験得点等
国立大学法人	学部入試成績管理ファイル	選抜区分、併願大学・学部、センター試験・2次試験得点等
住宅金融支援機構	個人融資マスターデータファイル	間取り、融資額、所要資金、申込人・連帯債務者年収等

行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所

行政機関非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報の提供の円滑な運用を確保するための総合的な案内所を設置。

行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所

国の行政機関・独立行政法人等の非識別加工情報の提供に関する制度の概要や手続等の一般的なご相談等に対応いたします。

03-6457-9687

(土日祝日及び年末年始を除く 9:30~17:30)

< ご案内 >

非識別加工情報制度を導入されている、または導入を検討されている各地方公共団体様から、数々のお問合せ（以下御参照）を受けております。当総合案内所におきまして、国の制度の御紹介をいたしますので、お気軽にお問合せ下さい。

加工作業を、業者に委託できるのか。

民間事業者には、非識別加工情報を取り扱うに際し、どのような義務が課されるのか。

どのような個人情報が非識別加工情報となりうるのか。